(昭和29年1月30日 第三種郵便物認可) 町 村 週 報 1 平成28年9月5日 第2972号

町村の購読料は会費 の中に含まれております。

每週月曜日発行

随

教育を基盤にすえたまちづくり

·福岡県須恵町長

ф

嶋

裕史

もくじ

活

動

自民党総務部会関係合同会議に藤原会長が出席

【行政不服審査法改正① 】 改正行審法が施行された今、

何をすべきか

平成29年度政府予算関係で要望

情政情

報策報

16年度普通交付税大綱 こ当地キャラじまん………

発行所 全国町村会 〒100-0014 東京都千代田区永田町1丁目11番35号: 電話03-3581-0486 FAX03-3580-5955 発行人 石田直裕:定価1部40円・年間1,500円(税、送料含む) 振替口座00110-8-47697 http://www.zck.or.jp



20年2月18日コラム)。

鳥の農村政策」町村週報第2630号・平成

など、多様な効果を上げている

(拙稿

二石十

作る人、 として、

食べる人の健康や、 高い評価を得ている。

里山の環境保全

里 Ш 由 来 0

酸 菌

橋は

立だっ

達な

夫ぉ

れまで、 ごなど農業用の資材に加工されていた竹が 務施設の生ごみ、 積み上げておくしかなく、 くの竹林が荒れ放題になった。 プラスチックにその場所を奪われた結果、 おがくず、もみ殻の5種であった。しかし現在 れてきた。しかし大量に出る伐採竹は林内に 全国的に厄介な存在になっている。ざるやか ある。成長力の強い竹は、 これらにもう一種の材料が加わっている。 従来、 竹の伐採と竹林の環境整備が進めら 一部の竹林で、 たい肥の原材料は、 里山の落ち葉、 里山ボランティアの手 一部の寒冷地を除き、 場所を取る。 牛糞、 茂木町ではこ 間伐材等の 家庭と業 竹で そこ 多

今夜はカッポ酒を楽しもうか。

栃木県茂木町の有機物リサイクルセンター 作新学院大学経営学部特任教授

いしていたが、 で竹を美土里館で処分してくれるよう、 れたのである。 いなどの理由でなかなか実現しなかった。 研究と試行の末、 竹は繊維が強く、 ようやくその道が開か 分解が難し お願 しか

棄物を材料に、

良質なたい肥を生産する施設 農山村で排出される様々な廃

また、

農産物を

「美土里館」は、

まれた。 や土壌改良材として販売している。 を施された田畑の農産物も乳酸飲料を得て 香りが残り、 だそうだ。そして完成したたい肥は、 が乳酸飲料を飲んで元気になるようなこと. 酵に寄与しているかはわからないが、 がくずと混ぜて一次発酵装置に投入されてい クロン単位に細粉化した竹粉を、家畜の食用 る脱臭効果に加えて、 この乳酸菌が発酵を促進する媒体になるらし 元気に育つようだ。 伐採された竹は専用の破砕機で砕かれ、 ところが、ここで思わぬ副次的効果が生 現場の担当者によれば、「乳酸菌が直接発 竹は内膜に乳酸菌を多く含んでおり 利用者にも好評である。 美土里館ではさらに、 ほのかな乳酸菌の甘い たい肥 発酵菌 竹によ

写真キャプション

(11) (10) (8) (5) (2)

風雪厳しい津軽海峡の荒波によっ て削り出された大自然の造形、「仏 ヶ浦」。約2kmにわたって立ち並 ぶ奇岩・奇勝には、「五百羅漢」「極 楽浜」などの呼び名が付けられて いる。地元の漁師にとっての大切 な信仰の場。

氏党総務部会関係合同会議に藤原会長が出席

平成29年度政府予算関係で要望

i.

HJ 村

めるにあたり、地方六団体等からヒアリングを行った。 会からは藤原忠彦会長(長野県川上村長)が出席した。 自由民主党は8月25日に総務部会関係合同会議を開催 平成29年度予算概算要求及び税制改正要望を取りまと 本

来年度概算要求について心配な点が 成功のカギを握っていると思うが、 ある」としたうえで、「地方消費税率 方が活性化することがアベノミクス

全国知事会長(京都府知事)が、「地

山田啓!

の引き上げが再延期されたことによ 額の確保を求めた。 活問題となる」と強調、 より増加することから、来年度の 障関係経費は高齢化や少子化対策に 1・7兆円減収となる一方、社会保 般財源総額の確保は地方にとって死 地方税収は平年度ベースで約 一般財源総

り 対策がいまの日本の喫緊の課題であ 減少したことに言及し、「防災・減災 また、防災関係の財源が約1兆円 国民の安全・安心を守ることが

の充実もお願いしたい」と述 設の建替や機能向上等といっ るため、 万人の訪日外国人が予想され ついては、「前回の東京オリ 訴えた。2020年東京オリ 分な配慮をお願いしたい」と 化を発信していくチャンスと ンピックの百倍以上の約4千 たハード面に加え、ソフト面 ンピック・パラリンピックに 行政の第一歩であるため、 公立スポーツ・文化施 全国各地の固有の文

> た。 中山間地の貴重な財源となっている わせた車体課税等の見直しの延期、 の確保を求め、 ゴルフ場利用税の堅持を要請。 に地方創生の実現に向けた交付金等 意見陳述を締め括っ 最後

べた。税関連では、

消費税増税にあ

般にわたる支援と協力を求めた。 けていく」と強調、総務省関係予算全 般財源総額の確保に向けて努力を続 地方団体が重要課題に取り組みなが との懸念を表明し、「そのような中で 地方財政は厳しい状況が予想される 伴う地方の減収等により、来年度の 施策を積極的に進めていく」と述べ 日本大震災からの着実な復興などの 第4次産業革命の実現、熊本地震、東 経済の好循環と拡大、ICT利活用、 を持つて経済成長を遂げるための施 活躍社会をつくりあげるための効果 アベノミクスの一層の加速と一億総 た。一方、消費税率引き上げの延期に 向けて積極的に取り組む重点分野を で、これに基づき総務省が来年度に 的な施策の立案と実施、 策の展開の指示があったとしたうえ 大臣は、内閣改造の際、安倍総理から して取りまとめたことを紹介。「地域 『総務省イニシアティブ2017』と 地方からの要望を受け、高市総務 安定的に財政運営が行えるよう一 地域が特色



町



会議に出席した藤原全国町村会長

5

参

考

自由民主党総 望 項 合同会議 目

平成28年8月25日 地 方六団体

以下の措置を講じて頂きたい。 固たる決意と覚悟をもって臨んでいる。 全力を挙げて取り組み、「地方創生なく もって地域経済の活性化及び地方創生に らない。我々地方は、自主性と主体性を 強力な地域経済対策を講じていかねばな するためには、国・地方が一体となって わたらせ名目GDP 600 兆円を達成 透していない地域も見受けられる。アベ 至っていないなど、その成果が十分に浸 透明感も見られ、個人消費は未だ回復に ているものの、景気の先行きに対する不 高水準まで上昇するなど回復基調が続い 水準となり、有効求人倍率もかつてない ノミクスの成果を地域の隅々にまで行き して一億総活躍社会の実現なし」との断 こうした現下の状況を十分に踏まえ 我が国の景気は、企業収益が過去最高

地方創生の推進

ے 財政計画に計上された「まち・ひと・し 体的に進めていくため、平成28年度地方 情に応じた息の長い取組を継続的かつ主 ごと創生事業費」(1兆円) を拡充する ○地方創生の実現に向け、地方がその実

たな税制や、 制度の創設など、少子化対策に資する新 育て等に伴う経済的負担の軽減に資する ○子どもが多いほど有利になる制度、 東京一極集中の是正に向け 구

> 機能向上や建替等を図ることができるよ 開催することは、地方創生の一層の推進 創設すること。 金に対する交付税措置など新たな制度を じ拠点となる公立スポーツ・文化施設の キャンプや文化プログラム等を各地方で リンピック競技大会等を見据え、事前 ○ 2020 年東京オリンピック・パラ の税制について幅広く検討すること。 を含め、地方への人の流れをつくるため て、「地方拠点強化税制」の更なる拡充 に資することから、地方がその実情に応 特別な地方債の発行とその元利償還

ること。 必要かつ十分な新たな税財源措置を講ず などについて、 う、宝くじを活用した新たな財源の確保 体的な文化プログラムに取り組めるよ ○地方が文化資源を最大限に活かした主 た、地方における観光施策の実施のため 幅広く検討すること。ま

地方創生推進交付金等の拡充及び

弾力的な取扱いを行うこと。 うなど、地方団体が責任を負う一方で 意工夫を活かせるよう、要件の緩和など 連補助金等についても、新たな発想や創 よいものとすること。また、地方創生関 度を高め、地方においてより使い勝手の を大幅に緩和するなど、できる限り自由 体となって産業振興や地域活性化等に特 設整備事業についても、ソフト施策と 費の制約などを大胆に排除するほか、施 交付金の趣旨に沿った事業を行う場合に 事業内容を公表して目標管理を適切に行 に十分な効果が見込まれる場合には要件 「地方創生推進交付金」については 地方団体ごとの申請事業数や対象経

申請の審査において、 踏まえること。

こと。地方の財源不足の補てんについて 保障機能と財政調整機能の両機能が適切 要な一般財源総額を確保すること。 沿ったきめ細かな行政サービスを十分担 めの防災・減災事業など、地方の実情に 少子化対策など新たな経費が必要となる ○地方交付税については、引き続き財源 えるよう、地方の安定的な財政運営に必 ことなどを踏まえ、地方が、地方創生・ に発揮できるよう、その総額を確保する 人口減少対策をはじめ、国土強靭化のた

雇用対策に係る歳出を特別枠で実質的に ど、地方の財政健全化等に活用すること。 減に充てるのではなく、少子高齢化や地 至った場合にあっても、地方財政におい 口減少・少子化対策への対応、地域経済 齢化に伴う社会保障関係費の自然増やよ ○地方財政計画の策定に当たっては、 臨時財政対策債の残高縮減に充てるな 方創生対策等増大する地方歳出や既往の いることに鑑み、その財源を国の債務縮 ては依然として巨額の財源不足が続いて ○景気回復に伴う国・地方の税収増によ 折半対象財源不足が解消されるに

果的・効率的な事業展開が可能となるよ ○事業の早期着手による円滑な執行や効 地域の実情を十分

○今後、社会保障関係費がさらに増嵩し、 う、速やかに交付決定を行うこと。交付 地方一般財源総額の確保 地方の安定的な財政運営に必要な

源を確実に確保すること。 発行額の縮減に努めるとともに、 時財政対策債を発行する場合でも、その た抜本的な見直し等を行うこと。仮に臨 地方交付税の法定率の引上げを含め

> 枠を実質的に確保し、 確保してきたこと等を踏まえ、歳出特別 に計上すること。 必要な歳出を確実

地方交付税の財源保障機能の確保

配分に反映することにはなじまない。 Aサイクルという名の下に一方的に削減 ばならない経費であることから、PDC 庫負担金については、国と地方との役割 保さえ不可能となる恐れがある。特に国 制度や法令の見直しを行わず、仮に一律 られた経費や国の補助事業であり、 た、パフォーマンス指標を設定してその されるようなことがあってはならず、ま 分担を前提に国が義務的に支出しなけれ 安心を支える基礎的な行政サービスの確 に歳出削減が断行されれば、住民の安全・ ○地方歳出の大半は、法令等で義務付け

ے عے 財源保障機能が損なわれないようにする とした合理的なものとし、 地域の実情に配慮するとともに、住民牛 ビスを提供するために標準的な経費を算 活の安心・安全が確保されることを前提 定するものであるという本来のあり方を 税はどの地域においても一定の行政サー 営を行うことは当然であるが、地方交付 十分に踏まえたうえで、条件不利地域等、 方の歳入歳出の効率化を議論する場合に いわゆるトップランナー方式を含む地 地方団体が効率的・効果的に行政運 地方交付税の

件不利地域や財政力の弱い団体が、 る取組が必要であることを考慮すること。 創生の目的を達成できるよう長期にわた に当たっては、成果指標に徐々にシフト ○まち・ひと・しごと創生事業費の算定 していくことについて、努力している条

町

地方創生の基盤となる税財源の確保

機能維持のための安定財源確保と財政健 対する支援の充実を図ること。 等の生産性向上や国内外の販路開拓等に ずること。その際には、地方の中小企業 慮した総合的かつ積極的な経済対策を講 あり、今後、地方経済の活性化に十分配 経済の持続的かつ力強い成長が不可欠で の引上げを確実に行うためにも、 月において消費税・地方消費税率10%へ 税一体改革」の実現に向け、平成31年10 全化の同時達成を目指した「社会保障 ○我が国における社会保障の機能強化 我が国

化のための1、

400 億円は確実に確

一体改革による低所得者保険料の軽減強 ○介護保険制度について、社会保障・税

地方の社会保障財源であることから、地 地方交付税原資分も含めると、約3割が ○消費税・地方消費税率の引上げ分は 任において安定財源を確保すること。 はならず、その費用については、 るような制度改正等を行うことがあって ているが、その際、地方に負担を転嫁す 限りの社会保障の充実を実施するとされ 保育の受け皿5万人分の確保など可能な 生じることのないようにすること。また、 ろであり、これらの施策の推進に支障が 充実のための施策に取り組んでいるとこ ども子育て等をはじめとする社会保障の 期しても、地方団体においては、既に子 ○消費税・地方消費税率の引上げを再延 国の責

実施された保険者への財政支援の拡充 政基盤を強化するため、平成27年度から ○厳しい財政運営を強いられている国保 要な財政措置を確実に講ずること。 700億円とあわせ、 財政支援制度の拡充により財 平成29年度

じないよう、

地方交付税原資分も含め必 地方財政の運営に支障を生 方が必要な住民サービスを十分かつ安定

割導入による更なる国費1、700億 やかに廃止すること。 民健康保険の国庫負担減額調整措置を速 と。また、子どもの医療費助成に係る国 円の投入を確実に継続して実施するこ からの後期高齢者支援金への全面総報酬

財政計画に確実に計上し、 保すること。 偏在是正措置とすること。 じる財源については、必要な歳出を地方 ○地方法人課税の偏在是正措置により生 実効性のある

法人への適用については慎重に検討する 済への影響を踏まえて、引き続き、中小 課税の更なる拡大や適用対象法人のあり 方等について検討を行う際には、 ○法人税改革を継続する中で、外形標準 、地域経

討すること。 う仕組みとなっていることも踏まえ、検 税の観点から広く住民が負担を分かち合 で最も重要な税であるとともに、応益課 の充実や質の向上のための財源確保の面 民税が地方団体が提供する行政サービス 等のあり方の検討に当たっては、 ○今後、個人所得課税における人的控除 個人住

に関する必要な措置の検討も併せて延期 件も変わったことから、自動車税の軽減 きていることなどを考慮し、 カー減税の導入等により大幅に減少して であり、車体課税に係る地方税収はエコ ついては、自動車税は都道府県の基幹税 る税負担の軽減に関する総合的な検討に 方消費税率引上げの再延期により前提条 ○平成29年度における自動車の保有に係 消費税・地

の確保を前提として行うこと。 ぼすことのないよう具体的な代替税財源 論をする場合には、地方財政に影響を及 引上げ時に自動車税の税率の引下げを議 すること。仮に消費税・地方消費税率の

固定資産税の時限的な特例措置について 平成28年度税制改正において創設された ではなく現行制度を堅持すること。なお、 根幹を揺るがす見直しは断じて行うべき 運営に支障が生じないようにすること。 伴い平成31年10月まで存続することとな 障が生じないようにすること。また、消 延長に当たっては、 例や自動車重量税に係るエコカー減税の じて行わないこと。 は今回限りのものとし、 定した基幹税であることに鑑み、制度の る自動車取得税についても、地方の財政 費税・地方消費税率の引上げの再延期に ○償却資産に対する固定資産税について ○自動車税・軽自動車税のグリーン化特 固定資産税が市町村財政を支える安 地方の財政運営に支 期間の延長は断

理するとともに、現在、都道府県を中心 所在市町村に交付金として交付されてお との関係についても、地方の意見を踏ま として独自に課税している森林環境税等 配分のあり方などの課題について十分整 村の森林整備等に係る役割分担及び税源 を検討する際には、国・都道府県・市町 ○森林環境税(仮称)等の新たな税制等 ることから、現行制度を堅持すること。 市町村にとっては貴重な財源となってい していること、また、その税収の7割が 災害防止対策等、特有の行政需要に対応 道路の整備・維持管理、地滑り対策等の ○ゴルフ場利用税については、アクセス 特に財源に乏しい中山間地域の当該

えて、しっかりと調整すること。

復旧・復興と防災・減災対策の推進 熊本地震及び東日本大震災からの

○熊本地震から早期に復旧・復興を成し

えた特別の措置を講じること。 組むこと。また、新たな補助制度の創設 地の実情に即した復旧・復興支援に取り いて所要の財源を十分に確保し、 復興が完了するまでの間、国の責任にお 遅滞せずに着実に実施できるよう、復旧 枠組みを決定したが、復旧・復興事業が 興・創生期間」とした新たな財政支援の て、国は、平成28年度以降5年間を「復 ○東日本大震災からの復旧・復興につい 分な財政措置など、東日本大震災も踏ま 大な被害が生じており、補助率の嵩上げ ○熊本城などの国指定重要文化財等に甚 補助率の嵩上げ、地方負担分に対する十 逐げるため、人的支援の強化など、被災 迅速かつ万全の措置を講じること。

ら、国民の生命・財産を守るための社会 恒久化・拡充など、国土強靱化と防災 り組めるよう、緊急防災・減災事業債の 資本整備に十分な予算を確保すること。 かされる事態が生じている。このことか 等が発生し、住民生活の安全・安心が脅 減災対策を加速するための財源を確保す ○近年、大規模な地震や津波、 地方においても計画的に対策に取 集中豪雨

財政措置を講じること。

図るための十分な財政措置を講じること。 有する庁舎や学校施設を含む避難施設等 状況も踏まえ、緊急に、建替や耐震補強を については、今回の熊本地震による被害 ○災害対応の中心的施設としての機能を

1

はじめに

法務支援室より

改正行審法が施行された今、何をすべきか

全国町村会総務部 法務支援室長 弁護士 大田 裕章

例規等の再確認

みたい。

町村において何をすべきかを考えて

本稿では、行審法が施行された今、

町村においては、 既に、 次の⑴から⑸に掲げる 行審法の施行に

3か月への延長、

不服申立手続につ ら、職員のうち処分に関与しない者 改正では、①公正性の向上の観点か 法」という。)が施行され、 不服申立前置の見直し等がなされ に不服申立てを経なければならない ての廃止)、行政訴訟を提起する前 いて審査請求への一元化(異議申立 ら、不服申立期間について60日から また、②使いやすさの向上の観点か 庁への質問権の保障等)がなされた。 の交付、口頭意見陳述における処分 の導入、審理手続における審査請求 入、行政不服審査会等への諮問手続 が審理手続を行う審理員手続の導 制度が大きく様変わりした。 定以来約50年ぶりに、 人の権利の拡充(証拠書類等の写し 本年4月1日、 (平成26年法第68号、 改正行政不服審查 行政不服審查 今回の 旧法制

(2)審理員指名のための条例等

員に指名することも可能である。 パー職員を特別職職員や任期付短時 パー職員である必要はない。非プロ 間勤務職員に任用したうえで、 項)。しかし、必ずしも常勤のプロ なければならない(行審法9条1 審理員は、 審査請求において審理手続を行う 審査庁に所属する職員で

任用のための条例等を制定している 村においては、 して審理員に指名することとした したがって、 非プロパー職員を任 非プロパー職員の

われる。 であろう。 正しく整備されているか確認すべき 例規等の整備を行っているものと思 今一度、 例規等の種類が多岐にわた これらの例規等が

行政不服審査会等に関する条例

設置する必要がある(行審法81条1 項、2項)。 際して諮問する行政不服審査会等を いずれかの方法で、審査庁が裁決に 機関として、常設型又は非常設型の 地方公共団体は、 執行機関の附属

定していると考えられる。 や委員等について規定した条例を制 合を除き、行政不服審査会等の組織 道府県等に事務の委託をしている場 したがって、町村においても、 都

め、町村においては、 関する規定を改正していると考えら なる条例等において、不服申立てに 手続が審査請求に一元化されたた 例等) 今回の改正により、不服申立ての 処分の根拠と

(4)個別条例等

(処分の根拠となる条

例においてその旨規定していると考 る。)。したがって、 合理的理由を要すると解されてい 項ただし書。ただし、解釈により、 外することができる(行審法9条1 開条例に基づく非公開決定等、 とした場合には、 定することにより、審理員手続を除 に基づく処分については、 について審理員手続を除外すること また、 個人情報保護条例や情報公 当該処分の根拠条 条例に基づく処分 条例で規

と考えられる。

③手数料条例

例に規定していると考えられる。 できる(行審法38条1項)。 審法38条4項、5項)について、 付にかかる手数料の額及び減免(行 書類等の写しの交付を求めることが 査請求人は、 審査請求の審理手続において、 町村においては、その写しの交 処分庁が提出した提出 したがっ

村

町

(5)教示文

82条1項)。上記(4)のとおり、 する教示をする必要がある(行審法 いると考えられる。 れている教示文の見直しも行われて 処分が大きく見直されたため、 い制度(不服申立前置)を採用する 後でなければ行政訴訟を提起できな れたため、また、不服申立てを経た 申立ての手続が審査請求に一元化さ においては、処分の通知書に記載さ 処分に際しては、不服申立てに関 町村 不服

3 具体的な審査請求への 備えの必要性

ける状況―)。この数字は、これま ぎない(総務省 平成26年度におけ 遠い」ものであったことを表してい での町村において、不服申立てが「縁 する調査結果―地方公共団体にお る行政不服審査法等の施行状況に関 村を合計してもわずか194件にす づくものに限る。)の件数は、全町 立て(改正前の行政不服審査法に基 平成26年度の町村に対する不服申

服申立ての件数が増加する可能性は しかし、 今回の法改正により、不

理員手続や行政不服審査会等への諮 というのも、 今回の法改正で、 審

> 理に客観的視点が取り入れられるよ えるし、また、審査請求期間が約1 が認められる可能性が高まったとい うになったため、 向上したといえるからである。 か月間延長されるなど使いやすさが 問手続が導入されたことにより、審 概して、 審査請求

なっている。 政訴訟と比較して、 度は、今回の法改正に関わらず、行 点において、 また、そもそも、 利用しやすい手続と 主に次のような 行政不服審査制

当事者が主張していない事実を判決 ŧ 事実であってもその事実をもとに判 審査庁は、当事者が主張していない の基礎にできないとされるのに対 2 紙代を要するが、行政不服審査制度 とも比較的容易である。 弁護士等の専門家に依頼しなくと 断できるとされている。したがって、 は 行政訴訟においては、一般的に、 、原則として手数料がかからない。 行政訴訟を提起する際には、 住民本人が不服申立てを行うこ 行政不服審査制度においては、 印

3 されれば、その時点で、不服申立て 認容裁決によって一旦処分が取り消 対して不服申立てができないため、 査制度においては、 が有効であるのに対し、行政不服審 行政訴訟は、 判決確定まで処分 処分庁は裁決に

決に至るまでの時間が早い可能性が の目的が達せられる。そのため、

判決で取り消すことはできない。こ 限り、仮に不当であったとしても、 当であると判断した場合には処分の た処分といえなくとも、審査庁が不 について、裁量権を逸脱又は濫用し 消すことができる。裁量による処分 も不当である場合には、 ては、処分が違法とはいえないまで れに対し、行政不服審査制度におい 4 消しができる。 行政訴訟は、 処分が違法でない 処分を取り

から、不服申立ての件数が増加する そもそも行政訴訟よりも利用しやす 可能性は十分にあるといえる。 改正で公正性等が向上したのである い制度であり、それが今回の行審法 このように行政不服審査制度は

いである。 を参考の一助としていただければ幸 くことが望ましいと考える。次項4 ムーズに対応できるよう、備えてお いざ審査請求がなされたときにス そうである以上、町村においても、

想定した備え 具体的な審査請求を

審査庁としての備え

1 (1) 町村における処分の多くは、 ⊞J

解 村長による処分にかかる審査請求の 村長による処分と考えられるが、 審査庁も町村長となり

ておく必要がある。 としての役割を果たすのか明確にし そのため、いかなる部署が審査庁 いずれもが町村長となる。

法4条1号)、

処分庁及び審査庁の

く必要がある。 正命令を発する決裁方法を決めてお 審査請求書のチェックの方法及び補 ばならない(行審法23条)。そこで、 備がないかを確認しなければならな 受けると、審査請求書に記載事項(行 こととなるが、審査請求書の提出を 求人から審査請求書の提出を受ける 署においては、原則として、 る場合、審査庁は補正を命じなけれ い。そして、審査請求書に不備があ 審法19条2項、3項)の漏れ等の不 審査庁としての役割を果たす部 審査請

指名するのか、それとも非プロパー か決めておくこと(行審法17条によ なければならない。そこで、 あって処分に関与していない職員で 審理員は、 理員を指名する(行審法9条1項)。 完了すると、審理手続を主宰する審 る審理員候補者名簿の作成) について、 審査庁は、 少なくとも、プロパー職員を 審査庁に所属する職員で 誰を審理員に指名するの 審査請求書の補正が

があるだろう。

職員を指名するのか決めておく必要

員は、

実際に指名された時に備え 「新しい行政不服審査法の解

また、

審理員の候補者とされた職

О О О

を確認しておくことが望ましい。

審理手続

ンター)

等により、

審理手続の流れ

説」(一般財団法人行政管理研究セ

行となりますので、ご了承の程、

第2973号は9月19日付の発

しては、休刊とさせていただきます。9月12日付の町村週報につきま

休刊のお知らせ

条5項)。 審法31条2項)、 張し立証するため、 ②処分庁としての備え ついても決めておく必要がある。 けた後、 る質問に答えなければならない 審法50条、 ることにより行うものであるが(行 ととなる。裁決は、裁決書を送達す は審理員によって行われ、審査庁は、 分が適法であり不当でないことを主 求の最終的な判断 会等への諮問・答申を経て、 番理員から審理員意見書の提出を受 審理手続において、 審理員を指名した後、 いかなる決裁を受けるのかに 原則として、行政不服審査 51 条)、 (裁決) をするこ 裁決書を誰が起 処分庁は、 審査請 処

想定されるが、 また、口頭意見陳述にも召集され(行 を提出する(行審法29条、32条2項)。 これらの処分庁の役割を果たすの 多くは処分担当課であることが 具体的な審査請求を 審査請求人等によ 弁明書及び証拠

想定して、 担当者・責任者の明確化が必要であ 各処分の担当課における

(3)行政不服審査会等に関する備え

具体的な審査請求について、 る。 できるよう、非常設型であっても に委嘱する場合が多いが、これらの 嘱するかが決まっているか、少なく 型の行政不服審査会等の場合には 町村に設置されていると想定され るといわざるを得ないのが現状であ 査会等の委員は、 おくべきである。通常、行政不服審 とも見当がついているかを確認して いるとはいえない。)、また、 か 合には、委員の委嘱が済んでいるの 事 人選を行っておくことが重要である。 人的資源は地域間によって偏在があ 務を委託している場合を除き、 行政不服審査会等は、 (委嘱していない限り、常設して 常設型の行政不服審査会等の場 いざという時に迅速に対応 有識者や弁護士等 都道府県に 誰に委 非常設

ジ 「町村 .com」 をご覧になっていますか

http://www.zck.or.jp/choson/

全国町村会では、全国の町村との連携を密にし、町村長と町村職員のみなさんの情報収集の利便 性を向上させるため、町村専用ページ「町村.com」を開設しています。

「町村.com」では、全国町村会の活動状況や中央省庁などの政策情報を随時ご提供しているほか、 全国の町村の先進的な取り組み事例をはじめ、各種統計資料など様々なデータも公表しています。

私どもは、「町村.com」が町村関係者にとって真に役立つホームページとなることを目指し、



れからも充実をはかっていきたいと考えてい ますので、ご覧になったご感想・ご意見を、 記のメールアドレスにお寄せください。

kouhou@zck.or.jp

- 「町村.com」は、町村関係者の方だけがご利用いただ ける専用ページです。 ご覧になる際は、所定のパスワードが必要になります。
- -ザー名とパスワードは、各町村にお知らせ済み(平 成18年9月27日付)ですが、お問い合わせは、全国町村会 広報部までメール(kouhou@zck.or.jp)でお願いいたし

町

報

ると、道府県分が1・4%増の20兆1

財源不足団体の基準財政需要額を見

市町村の収入額、高い伸び率

策解 説 政

税収伸び、不交付団体4年連続増

= 道府県分2.3%増、市町村分3.3%減=

2016年度普通交付税大綱

21兆564億円と、それぞれ伸びた。 0.1%増の16兆5、353億円となっ 増の17兆2、483億円、 別算定経費」は、道府県分が0・1% 672億円、市町村分が0・4%増の 負担金も増加した。 伸びたほか、高齢化に伴い介護給付費 ため。障害者自立支援給付費負担金が のは、社会保障関係費が膨らんでいる た。道府県分、市町村分ともに増えた 土木費や厚生労働費といった「個 市町村分が

準で算定する「包括算定経費」 億円、市町村分が5・1%減の2兆 府県分が8・6%減の1兆3、864 人口と面積を基本とした簡素な基 、 860億円だった。 は 道

地方財政計画で、リーマン・ショック後 道府県分が48・1%減の974億円、市 るための「地域経済・雇用対策費」は、 |村分が46・9%減の1、261億円。 地域経済活性化や雇用機会を創出す

> 減の3、690億円となった。 事業費では、道府県分が0・2%減の 2、748億円。人口減少等特別対策 906億円、 費では、 費」を算定した。地域の元気創造事業 事業費」と「人口減少等特別対策事業 の経済危機に対応するための歳出特別 1、898億円、市町村分が0・3% を踏まえ、16年度も「地域の元気創造 れた「まち・ひと・しごと創生事業費 が縮小したことから、大幅減となった。 枠「地域経済基盤強化·雇用等対策費. 地方財政計画の歳出の中に設けら 道府県分が0・7%減の 市町村分が0・1%減の

0%増の3兆3、249億円、 臨時財政対策債の償還費が増えたこと 分が0・1%増の2兆7、832億円。 「公債費等」 は、 道府県分が2 市町村

収が増える見込みであり、 3%減の2兆1、701億円、市町村 となった。 分が16・3%減の1兆6、179億円 たる振替相当額は、 臨時財政対策債の発行可能額に当 16年度については、 道府県分が16 臨時財政対 地方税

て

臨時財政対策債振替相当額を加え

実際に配分する額をはじき出した。

の財源不足額を圧縮し、 びが大きかった。この結果、市町村分 13兆9、002億円。特に市町村の伸 913億円、市町村分が2・3%増の 道府県分が0・8%増の11兆5 策債の新規発行を抑制できるためだ。 も減ることになった。 これに対して基準財政収入額は 普通交付税額

5、593億円と2・3%増えたのに対し、市町村分が7兆1、

る不交付団体は17増えて77自治体となった。増加したのは4年連続。 億円と3・3%減少した。普通交付税を受け取らないで財政運営でき 15年度比0・3%減の15兆6、983億円。 2016年度の普通交付税大綱が7月26日、

閣議報告された。

総額は

内訳は、道府県分が8兆

3 9 0

であり、ずれが生じた。 度であるのに対して、市町村は16年度 平年度化されるのは、 じて収入増となる。ただ歳入の増加が 費税の税収が増加。市町村は都道府県 4月に消費税率を5%から8%に引き 要因としては、地方消費税交付金と固 から配分される地方消費税交付金を通 上げたことに伴い、都道府県は地方消 定資産税を挙げることができる。14年 市町村の基準財政収入額が伸びた 都道府県は15年

759億円、市町村分が3・3%減の7 その差を埋めるための調整を実施し 兆1、562億円となった。交付基準 財源だが、経済状況の改善に伴い、16年 が抱える機械・装置といった償却資産 額が予算額を超過していることから、 を差し引いた交付基準額(財源不足額) 度は税収が伸びると見込まれている。 に課税する固定資産税は市町村固有の また、戸建て住宅やマンション、企業 基準財政需要額から基準財政収入額 道府県分が2・2%増の8兆5

9

円。森林吸収源対策では、道府県分が

568億円となった。 分が2・1%減の10兆7、295億円 た実質的な交付税額を見ると、道府県 町村分が6・0%減の8兆7、

重点課題対応分を初算定

項目に対応した算定を行った。 た「重点課題対応分」と呼ばれる歳出 今回は、地方財政計画で新設され

や、情報セキュリティー対策強化など タセンターを利用する「クラウド化」 築・運用するのではなく、外部のデー の整備を推し進める。 支援を後押しする。最後は森林吸収源 買い物、雪下ろしといった身の回りの 実施している高齢者の声掛け、見守り 支援。全国各地の「地域運営組織」が を促すものだ。2つ目は高齢者の生活 ム構造改革。自前の情報システムを構 成っている。1つは自治体情報システ |酸化炭素(CO2) 策。 重点課題対応分は3つの柱から 地球温暖化対策の一環として、 を吸収する森林

円を普通交付税として算定した。 が339億円、 情報システム構造改革では、 は 生活支援は、市町村分のみで401億 億円の合計1 を計上しており、今回は2、149億 具体的な算定額を見ると、自治体 地方財政計画上は2、500億円 特別交付税として配分する。 381億円。高齢者の 市町村分が1、 道府県分 042 残り

> 合計367億円となった。 155億円、市町村分が212億円の

国勢調査人口に対応

要額を割り増す人口急減補正を行って は激変緩和を目的として、基準財政需 懸念がある。そこで、交付税の算定で ては、受け取る交付税額が大きく減る 調査人口が大きく減った自治体にとっ 10年国勢調査人口と比べて、15年国勢 交付税の算定では、人口を測定単位と ては、15年国勢調査で明らかになった して用いる項目も多い。ただ、前回の 人口を初めて用いたことにある。普诵 今回の普通交付税算定の特徴とし

増えて1、202となり、基準財政需 □急減補正を受けられる団体は132 ナス1・4%未満」へ、市町村は により人口減少率の基準は、 少団体の平均減少率を基に設定。これ 地などの条件不利地域を除いた人口減 少率を基準としていたが、離島やへき 和。これまでは人口減少団体の平均減 補正を適用してきたが、その基準を緩 少率を超える自治体を対象に人口急減 議などで出されていた。一定の人口減 らに充実するよう求める意見も国会審 少に入っている中、人口急減補正をさ イナス3・5%未満」から「マイナス 「マイナス2・1%未満」から「マイ ただ、日本全体が本格的な人口減 ・9%未満」へそれぞれ見直し。 道府県が $\overline{\forall}$

増えて1、053億円となった。 要額が加算される措置額も380億円

の上で今回に限っては、人口減少率は 宅村に適用した特例と同じものだ。そ 利用。住民基本台帳人口の伸び率を踏 交付税の算定に大きな影響が生じかね 15年国勢調査人口がゼロになるなど 災害で全島避難を強いられた東京都三 まえて、国勢調査とは別の方法で15年 用いないで、10年国勢調査を引き続き 市町村を対象とした特例措置を講じ 島県と、岩手、宮城、福島3県内の26 福島第1原発事故や津波で被災した福 ないケースもある。このため東京電力 住民が避難した被災自治体の中には た。具体的には15年国勢調査の人口を 人口をはじき出す手法だ。これは噴火 また、東日本大震災によって多くの

増額させる。 準財政収入額を減額し、 ゴルフ場利用税と同交付金に関し、 フ場を抱える熊本県と県内5市町村の 象とした特例も実施。企業が集積する 熊本県と熊本市の法人関係税と、ゴル 最大で10%にとどめる措置も講じた。 このほか、 熊本地震の被災地を対 普通交付税を

基

道路維持補修・清掃等といった16業務 導入した。16年度は学校用務員事務や 算定を行う「トップランナー方式」 抑制策を全国に広める観点から交付税 の自治体も取り組むことができる歳出 針」を踏まえ、民間委託をはじめ、 経済財政運営に関する「骨太の方 ŧ الح

から着手した。

政令市・ 川崎も6年ぶりに

伴って社会保障にかかる費用が膨み、 4年連続での増となったが、リーマン・ 町増えたことになる。堅調な企業業績 対し、税収増による基準財政収入額の 基準財政需要額を押し上げているのに をまだ大きく下回っている。高齢化に ショック前の07年度に記録した142 を背景に税収が伸びていることから、 数は77となった。前年度と比べて17市 伸びが追いつかないためとみられる。 算定の結果、 16年度の不交付団体

帰した。76市町村の中には、 も含まれている。 により交付税を受け取っている12市町 令市が交付団体となっていたが、 ら引き続き東京都のみだった。残る76 は川崎市が6年ぶりに不交付団体に復 自治体は市町村。11年度から全ての政 都道府県の不交付団体は前年度か 合併特例 今回

高浜町、 崎市、 同田原市、 川町、埼玉県和光市、千葉県市原市、 同御前崎市、愛知県岡崎市、同高浜市 同君津市、東京都国立市、神奈川県川 たのは、茨城県つくば市、栃木県上三 16年度に新たに不交付団体となっ 同海老名市、 同おおい町、 三重県四日市市。 同中井町、 静岡県富士市 福井県

に転じた市町村はなかった。 不交付団体から交付団体

(時事通信社内政部 増渕慶彦)

産品だけじゃない

文化・ 歴史を身にまとって観光大使!!

ご当地自慢のおいしいものや伝統行事を身にまとい、 体を張って PR しているご当地キャラたちを紹介するコーナー -です。 今回は、中ブロック(北信・東海・近畿)からピックアップ。





にも、 から、 町のPR活動に励んでいます。 とするアクティブ派。大好物の町特産の ちょっぴり昔気質な一面も。 用してPR活動を行うイマドキ男子です ない「足柄山の金太郎」の知名度を活か. ワサビなどのPRも忘れません。日本-はもちろん、登山やサイクリングを趣味 尾に「〇〇だぜい~」とつけて喋るあたり、 交流しています。Facebookを活 はほとんど顔を出して、住民や観光客と が大好き。町内で開催されるイベントに まつりや夏まつりなど、とにかくお祭り を与え、町外に町の魅力を伝えるために なら誰でも知っているといっても過言で トマトや銘菓「金太郎の熊どら」のほか 誕生したキャラクター。 小山町が金太郎の生誕の地であること 自分のことを「おいら」と呼び、 町のシンボルとして、 「峰の雪もち」(もち米) 富士山金太郎春 特技の相撲 住民に元気 やお米、



平成28年9月5日

Vol.16

10

中

ツ

岬町マスコットキャラクター&観光大使 みさっきー&みさきーちょ

ちょは観光大使として町外での町のPR りですが、みさっきーは、マスコットキャ のくぎ煮」「押し寿司」、みさきーちょは は「わかめたっぷりの若竹煮」「いかなご の特産品が大好きで、特に、みさっきー ラクターとして町内の活性化、 内にあることから、双子のキャラクター わせて町の魅力をお伝えしていきます。 活用しながら、これからもふたり力を合 となったとか。たいてい一緒にいるふた 白選にも選ばれた美しい夕陽をモチーフ みさき公園の「イルカ」、服は、 ました。帽子には、あたご山の「ツツジ」、 光振興を図るキャラクターとして誕生し 内外に発信し、町のイメージアップや観 とが大好物です。Facebookなども 「西陵古墳」という前方後円墳が2つ町 としています。そして、「宇度墓古墳」と しいたけ」「古代米うどん」「和菓子」な 2013年6月、 少しだけ役割分担。ふたりとも、 みさきー 日本夕陽



静岡県小山町

兵庫県神河町

大阪府岬町

8月8日生まれの双子。永遠の8歳らしい。みさっきー(写真左)の特技は釣り、みさっきーちょの特技はビーチスポーツと、好物や特技は違えど、「みんなとお友達になること」が得意なのは一緒

大阪府岬町 町の様々な魅力を町 ゆずと名水で作った「ゆずジュース」が好物めならはりきっちゃうがんばり屋さん。町特産のめならはりきっちゃうがんばり屋さん。町特産の2月11日生まれの森の妖精。年齢はひみつ。ちょっ2月11日生まれの森の妖精。年齢はひみつ。ちょっ

神河町マスコットキャラクター ーミン

兵庫県神河町

\$

です。 極的に参加して、町のPR活動に励みつ 町内外のあらゆるお祭りやイベントに積 同じハート型の顔をした森の妖精です。 り年賀状も限定販売されたほど。カーミ います。昨年は、カーミンのイラスト入 や宿泊施設、展示施設などで、販売して あって、とってもいい運動になると評判 はありますが、 披露。どちらの曲もかわいらしい曲調で れてしまいますが、実は神河町の地形と クター・カーミン。よくウサギと間違えら して誕生した神河町のマスコットキャラ ングッズの種類も豊富。町の観光案内所 「カーミンダンス」や「カーミン体操」 「Pipipiカーミン」に振付をつけた ノの人気上昇と共に町の知名度も上がる 2005年に神崎町と大河内町が合併 行く先々でカーミンのテーマソング また、雑貨やお菓子などのカーミ なかなか複雑な動きが を

次回は、西ブロック (中国・四国・九州・沖縄)からご紹介します

よう、

毎日PR活動に一生懸命です。

想 随 教育を基盤にすえたまちづくり 嶋 裕 史 福岡県須恵町長 中

ろに息づいております。 な花々など、美しい自然が至るとこ 市です。霊峰・若杉山をはじめとす 置し、豊かな自然に包まれた田園都 る豊かな緑や、四季折々に咲く多彩 須恵町は、 福岡市の東約10㎞に位

んの人が訪れて賑わいます。 る皿山公園は、ツツジの名所として 町民憩いの場として親しまれてい 町の歴史は古く、平安時代 春には、 町内外からたくさ

> 地区にある建正寺には、 には仏教文化が花開きました。 れます。 年4月の第 定有形文化財)が祀られており、毎 われる秘仏・十 一日曜日に御開帳が行わ 一面観音立像 最澄作と言 佐谷

が誕生したのもこの時代と言われて 海外にも輸出されておりました。 染付製品は、 おります。 また、福岡藩御用窯として、 ながらの賑わいをみせたそうです。 全国各地から患者が訪れ、宿場町さ つに挙げられた高名な眼科があり 江戸時代には、 明治時代に焼かれた金錆 須恵焼独特のもので、 日本四大眼科の 須恵焼

変えながら、昭和39年に閉山するま 取れることから日本で唯一の国営炭 で地域の産業を支えました。 鉱が置かれ、戦前は海軍燃料廠採炭 明治時代になると、良質な石炭が 戦後は国鉄志免鉱業所と名称を

ドタウンとして成長しております。 づく須恵町は、現在、 肩上がりに推移しております。 活圏に商業施設が充実しているた 都市圏への交通アクセスが良く、生 恵まれた自然と、 子育て世帯も増加し、人口も右 悠久の歴史が息 福岡市のベッ

行っております。また、 ともに生きる」と定め、 して安全に暮らせるまちづくりを 「ともに思い 須恵町はまちづくりの基本 ともに創り 未来の地域 誰もが安心

舎での保育が始まりました。

す。 験プログラムが組み込まれておりま 遊びや料理教室など、さまざまな体 ランティアなどの協力を得て、伝承 フが保育を行うだけでなく、 は、シルバー人材センター会員や教 ルーム」を開始しました。この事業 事業として、「須恵っ子サマーデイ 年度より夏休みこども居場所づくり ができる環境の充実を図るため 職員経験者などの経験豊かなスタッ また、働きながら安心して子育て

にする「教育のためのまちづくり」 応した適正なサービスを提供しなが このように、 未来を担う子供たちの心を豊か 保護者のニーズに対

創造性を発揮できる人に育つよう人 を支える子どもたちが、生きる力や としており、地域づくり・地域人材 を展開しております。

400人規模の園舎に建て替えを行 は、保育需要の増加に伴い、児童数 園として開園した「アザレア幼児園 を一体化した福岡県初の認定こども 平成19年に、公立の幼稚園と保育園 た基礎教育と保育の機会を設けるた の充実に努め、子どもたちに一貫し り組んでいます。中でも就学前教育 テージと捉え、切れ目ない支援に取 育終了の15歳までを、教育の第一ス 材育成にも力を入れております。 い、本年8月に竣工、9月から新園 その一環として、0歳から義務教 幼児園の整備を進めています。

> ぞれの地域の特色を生かしたまちづ 住民が、アイデアを持ち寄り、

くり活動を行っております。

中でも、小学校区を構成単位とした

·校区コミュニティ事業」は、

育成などの施策を展開しています。

教育を基盤に据えたまちづくり_

そのほかに、

まちづくりの根幹を

地域ボ 本

流が生まれております。

取り組みによって、世代を超えた交 ど、生活に関わるさまざまな分野の 祭りや講習会、ボランティア派遣な

る「校区コミュニティ事業」は、

人みんなが協力共助の精神で解決す

解決できない問題や課題を、

校区の

行政区や各種団体などが単独では

郷」を築いて参りたいと考えており 緑あふれる めながら、 プンイノベーションによる地方創生 らしのコミュニティづくり」やオー 協働し、地域サービスを供給する「く サービスが届かない「空白部分」を を基本に、 壊が危惧されておりますが、 ションの希薄化や、互助の精神の崩 行政・町民・地域団体・企業などが を目指し、 昨今、地域住民間のコミュニケー 「地域の課題は地域で解決する_ 地域自治の各領域や行政 一すえながく 互いに手を取り、 コミュニティ創造の 笑顔輝き 絆を深

